

第2期 足立区 子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

NICE



GOOD



LOVE



Happy



これまでの足立区の取り組み

足立区では『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。計画の推進にあたっては、子どもと保護者を切れ目なく支えるために様々な事業を展開しており、その実施状況は、下記の【第1期子ども・子育て支援事業計画における主な事業の成果】に示すとおりです。

第1期の施策群評価（本編P25から27参照）を経て、第2期ではこれまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、「子育て支援の質の向上」と、支援が途切れないよう、「ライフステージ間のつなぎの強化」を重要な視点としました。

今後も引き続き、各計画とも連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

【第1期子ども・子育て支援事業計画における主な事業の成果】

あだちスマイルママ＆エンジェルプロジェクト（ASMAP）

すべての妊産婦を対象に、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」を目指し、「気づく」「つなぐ」「支える」「見守る」の視点で、母子保健コーディネーターが、きめ細かく妊産婦の相談・支援にあたっています。

子育てサロン

児童館や商業施設の活用を図ることで、区内実施は64か所（平成31年4月1日現在）に及び、その規模は都内有数で、子育て世帯の居場所として、仲間づくりや子育ての悩みを気軽に相談できる場として機能しています。

家庭的保育（保育ママ）

様々な子育てニーズに対応するため力を入れ、平成31年4月現在147人の保育ママが活躍中であり、その数は全国1位となっています。給食提供については、給食実施保育ママからの搬入など全国に先駆けた取り組みを行ってきました。

あだちっ子歯科健診

4歳から6歳の未通園児も含めて、すべての子どもを対象として、平成27年度に開始した取り組みは、足立区歯科医師会、教育・保育施設の協力のもと、子どもの将来にわたる健康の基礎づくりとして力を入れており、全国でも例がない取り組みです。延べの受診者は、事業開始から平成30年度までで62,901人となっています。



待機児童対策

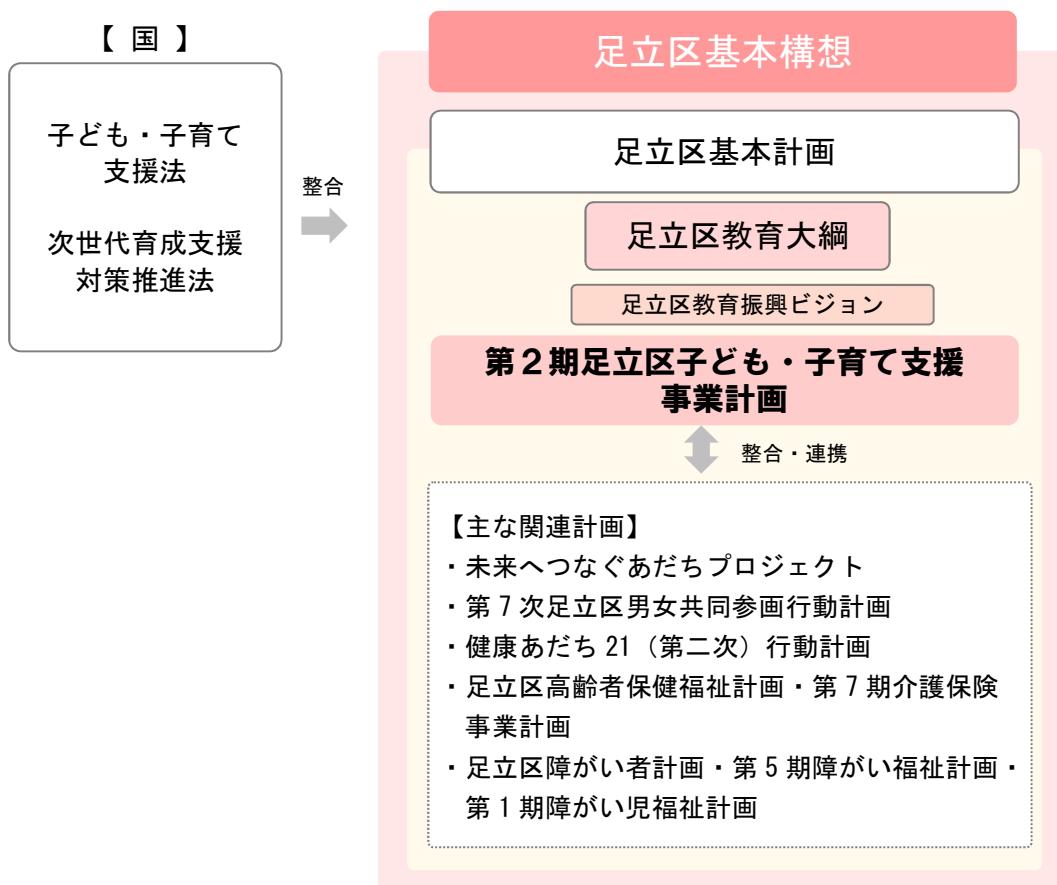
区全域を13ブロック49メッシュに分割し、緻密な需要分析に基づくプラン「足立区待機児童解消アクション・プラン」を策定することで保育の適正な量の確保に努めてきました。その結果、令和2年4月の待機児童解消まで「あと1歩」というところまでできています。

計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する分野別計画であり、「足立区教育大綱」で掲げられた基本理念「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を共有します。また、同じ分野別計画である「足立区教育振興ビジョン」の下部計画となります。

さらに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援対策を内包する「区市町村行動計画」を兼ねた計画です。



(2) 計画の対象

本計画の対象は、就学前児童（0～6歳）とその保護者を基本としますが、「ジュニアリーダーの育成」など青少年の成長支援に関すること、「学童保育室」に関するることは、関連事業として、本計画に規定しています。

(3) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までを第2期計画期間と定めます。

計画の基本理念

夢や希望を信じて生き抜く人づくり

(= 足立区教育大綱の基本理念)

計画の体系

(1) 体系の構成

本計画では、足立区基本計画の柱立ての一つである『自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人』のもとに、以下の施策群を掲げます。

- ・施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む〈子支援〉
- ・施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える 〈親支援〉

そして、この2つの施策群に体系付けたそれぞれ4つの施策に取り組むことで、『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』という基本理念の実現を目指します。

次ページに体系図を示します。

(2) 施策展開の横断的な視点

第2期子ども・子育て支援事業計画には、第1期計画の振り返りのため実施した施策群評価の結果として、以下の2点を新たに施策展開の横断的な視点として加えます。

視点1 子育て支援の質の向上

- 区民が安心して子育てに関するサービスを利用できる環境を整備するため、関連事業を磨き、適切なサービス供給量を確保するとともに、「質の向上」を図る。

視点2 ライフステージ間のつなぎの強化

- ライフステージに沿った関係機関の連携を強化し、子どものライフステージ間のつなぎがスムーズに行われるよう、仕組みづくりを進める。

施策の体系図

[柱立て]
(区の基本計画より)

[施策群]

[施策]

自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

〈子支援〉

1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

1 子どもの心身の健全な発達の支援

2 就学前からの学びの基礎づくり

3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実

4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援

〈親支援〉

2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

2 子育てと仕事の両立支援

3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止

4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

施策展開の
横断的な視点

①子育て支援
の質の向上

②ライフステージ
間のつなぎの強化

施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策1-1 子どもの心身の健全な発達の支援

- 食育や歯科健診の取り組み、読書習慣、運動遊びなど、子どもの心と体の基盤となる生活習慣づくりを推進します。



【施策の進捗を測るための成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
早寝・早起き・朝ごはんを心がけるようになったと回答した方の割合	—	65%
1日3食、野菜（おかず・汁物など）を食べる幼児の割合	28.7%	45%
「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	75.5%	80%

【施策を実現するための主な事務事業】

- 早寝・早起き・朝ごはんの推進
- 保健所での健康教育・食育の推進
- 図書館のアウトリーチ事業
- （再掲）就学前教育の推進（主施策1-2）
- 食育の推進事業
- あだちっ子歯科健診
- あだちはじめてえほん



施策1-2 就学前教育からの学びの基礎づくり

- 乳幼児期の教育・保育内容の質の向上により、小学校教育へつながる学びの基礎づくりを推進します。

【施策の進捗を測るための成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった項目が、次の実地調査の際に改善されていた保育施設等の割合	100%	100%
基本的生活習慣が身についている小学校1年生の割合	90.6%	90%

【施策を実現するための主な事務事業】

- 教育・保育の質の維持・向上事業
- 就学前教育の推進

施策1－3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実

- 発達障がいなど様々な悩みや課題を抱える子どもたちが、それぞれの特性に応じた支援が受けられるように、支援体制を充実します。

【施策の進捗を測るための成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合	90%	98%
発達支援児の行動上の課題が軽減した割合	89%	95%

【施策を実現するための主な事務事業】

- 発達支援児の早期発見・早期支援の取り組み
- 乳幼児経過観察健康診査・乳幼児療育指導
- 発達支援児の総合的な支援
- 従事職員のスキルアップ研修

施策1－4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援

- 家庭や地域と連携しながら、様々な学び、体験の場を広げ、子どもたちが自らの可能性を見つけ、伸ばしていくよう支援します。



【施策の進捗を測るための成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
アンケートで「新しいことを知ったり、チャレンジしたい」と思った子どもの割合	—	90%
あだち放課後子ども教室利用者満足度	99%	99%

【施策を実現するための主な事務事業】

- 体験活動（大学連携事業）の推進
- あだち放課後子ども教室
- ギャラクシティでの多様な体験活動の提供
- ジュニアリーダーの育成

施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

- 安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目ない支援を行います。
- 子育てサービスを適切・円滑に利用できるよう、親子の居場所や交流の場などの情報提供や、悩みの相談環境の充実を図ります。



【施策の進捗を測るための成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
子育ては楽しいと感じる割合	71.6%	75%
保育コンシェルジュへの相談が役に立った方の割合	—	97%

【施策を実現するための主な事務事業】

- ・妊婦健康診査
- ・保育コンシェルジュ
- ・保育士確保・定着対策
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・産前・産後家事支援事業

施策2-2 子育てと仕事の両立支援

- 多様な働き方を背景とした保護者の保育ニーズに応じた教育・保育サービスを確保します。

【施策の進捗を測るための成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
保育需要に対する待機児童率【低減目標】	0.89%	0%
学童保育室の待機児童率【低減目標】	5.1%	0%
「男女が対等な立場で意思表示や活動をすることができる、また責任を分かち合っている」と感じている区民の割合	31%	50%

【施策を実現するための主な事務事業】

- ・保育施設等の整備
- ・学童保育室の運営
- ・(再掲) ファミリー学級(主施策2-1)
- ・(再掲) 子育てサロン(主施策2-1)
- ・(再掲) メール配信事業「新米ママパパの子育てブログ」(主施策2-3)
- ・(再掲) 保育コンシェルジュ(主施策2-1)
- ・保育士確保・定着対策
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進

施策2－3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止

- ・児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等を図るため、地域におけるきめ細やかな体制の充実を進めます。
- ・困難を抱える子育て家庭の悩みや相談に応じ、経済的支援をはじめ、親と子どもに寄り添った支援を行います。

【施策の進捗を測るための成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
児童虐待解決率	73%	80%
高等職業訓練促進給付金受給後の正規雇用者数	14人	25人

【施策を実現するための主な事務事業】

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ・きかせて子育て訪問事業 | ・メール配信事業「新米ママパパの子育てブログ」 |
| ・児童扶養手当 | ・ひとり親家庭応援メールの配信 |
| ・就労のための資格取得支援 | ・(区民向け)児童虐待予防講座の実施 |
| ・児童虐待対応 | |

施策2－4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

- ・妊産婦、子育て家庭等、全ての人たちが安全安心に外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していきます。



【施策の進捗を測るための成果指標】

項目名	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
ユニバーサルデザイン推進計画の個別事業の評価点の平均値 【子ども子育てに関係する事業】	4.1点	4.2点
よく行く、または行きたい公園がある区民の割合	44.3%	50%

【施策を実現するための主な事務事業】

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・ユニバーサルデザイン（バリアフリー）の推進 | ・公園等遊具の安全対策 |
| ・パークイノベーションの取り組みの推進 | ・あだち子育てガイドブックの普及 |

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する計画

(1) 教育・保育等の量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は国が示す「基本指針」に即して、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画」を定めるものとされました。

そのため、以下に掲げる教育・保育及び13項目の地域子ども・子育て支援事業について、提供区域※を設定し、計画期間内にどの程度の教育・保育等に関する需要が生じるのか（以下、量の見込み）、それに対し、いつ・どの程度供給するのか（以下、確保方策）を算出し、事業に取り組みます。

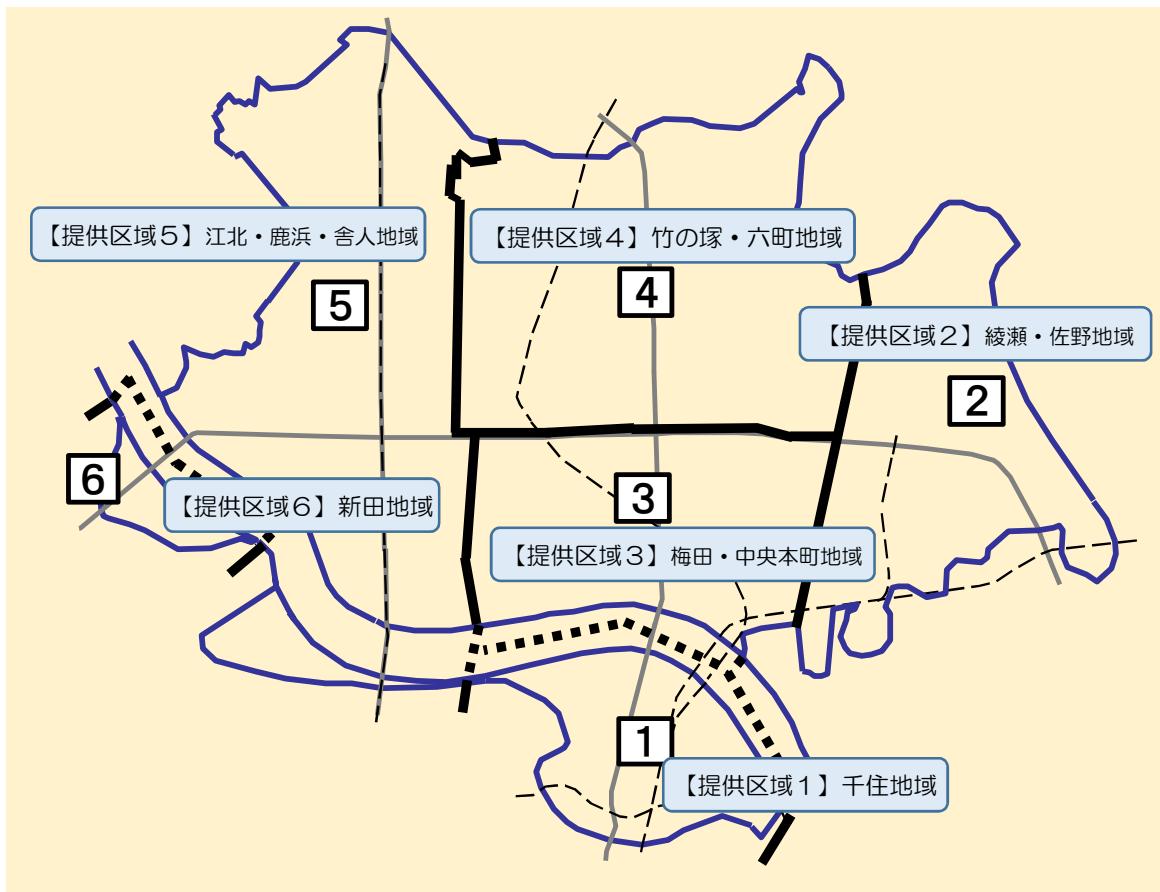
【計画期間：令和2年度～6年度】

※地域の実情に応じて保護者や子どもが、居宅から容易に移動することが可能な区域。

区では、基本となる【6区域】を設定し、事業実態に応じて、【1区域（区全域）】または【6区域】のいずれかを選択します。

教育・保育施設・事業	提供区域
1 教育（幼稚園、認定こども園）	1区域
2 保育（保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育））	6区域
地域子ども・子育て支援事業	提供区域
（1）放課後児童健全育成事業（学童保育室）	6区域
（2）子育てサロン事業	6区域
（3）平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）	6区域
（4-1）【幼稚園在園児】一時預かり等の利用	1区域
（4-2）【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用	1区域
（5）こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）	1区域
（6）ファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎支援事業（小学生）	1区域
（7）病気の際の対応	1区域
（8）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	1区域
（9）乳児家庭全戸訪問事業	1区域
（10）妊婦に対して健康診査を実施する事業	1区域
（11）利用者支援に関する事業	1区域
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1区域

■足立区における提供区域（6区域）



（2）「教育（幼稚園、認定こども園）」の量の見込みと確保方策 【区全域】

- 「1号※認定」については、既に「量の見込み」に対して、十分な供給量が「確保」されています。一方「2号認定（教育を希望）※」については、令和2年度～3年度は供給量が「不足」しますが、令和4年度以降は「確保」される見込みです。
- 保育を含めた「2号認定」全体では、全ての年度で量の見込みに対して、供給量が「確保」されています。

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号 認定	2号 認定 (教育を 希望)								
量の見込み(A)	5,542	2,005	5,408	1,963	5,265	1,908	5,121	1,859	4,979	1,807
確保方策										
確保方策合計(B)	8,871	1,955	8,871	1,955	8,871	1,955	8,871	1,955	8,871	1,955
過不足(C)=(B)-(A)	3,329	▲50	3,463	▲8	3,606	47	3,750	96	3,892	148

※ 1号：幼稚園教育（幼児期における教育）を希望する3～5歳のうち、保育の必要がない者

※ 2号（教育を希望）：保育を必要とする3～5歳（2号）のうち、幼稚園教育の利用意向がある者

→子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設を利用する場合、区市町村から認定を受ける必要があります。

(3) 「保育（保育所、認定こども園、家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）」の量の見込みと確保方策 【6区域】

○令和2年度～6年度を通して、いずれの区域においても量の見込みに対して十分な保育定員が確保される見込みです。

○今後の保育ニーズには下記のような不確定要素の影響が懸念されるため、令和2年度以降も十分な保育定員が確保できるよう動向を注視していきます。

〈保育ニーズの動向に影響を与える可能性がある要素〉

- ・令和2年度以降は、幼児教育・保育の無償化や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の社会変動の影響等により、短期・中期的（5年以内）に保育定員を上回る保育ニーズが発生する可能性があること。
- ・今後、大規模マンション開発が予想される、千住地域、綾瀬地域などでは低年齢児の保育ニーズが急激に増加する可能性があること。

○近年、就学前児童の人口が大きく減少している新田地域※では、区立保育施設の更新の際に、必要な定員を確保した上で保育供給量を調整することを検討します。

※平成27年4月1日 1,378人 → 平成31年4月1日 1,078人

単位：人

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
量の見込み(A)	区全域	7,626	5,504	1,087	7,445	5,349	1,055	7,236	5,192	1,040	7,037	5,084	1,019	6,839	5,005	1,003
	千住地域	1,185	826	129	1,156	791	127	1,102	768	126	1,060	762	125	1,029	755	124
	綾瀬・佐野地域	1,514	1,097	242	1,479	1,071	234	1,445	1,040	232	1,413	1,019	225	1,375	1,003	220
	梅田・中央本町地域	1,354	962	209	1,324	938	204	1,294	911	199	1,260	891	197	1,228	876	194
	竹の塚・六町地域	1,758	1,285	273	1,713	1,249	264	1,673	1,211	259	1,628	1,179	254	1,581	1,158	250
	江北・鹿浜・舎人地域	1,568	1,131	205	1,541	1,101	198	1,498	1,066	196	1,457	1,042	190	1,413	1,024	188
	新田地域	247	203	29	231	199	28	224	196	28	219	192	28	214	190	27
確保方策(B)	区全域	9,095	6,056	1,540	9,095	6,069	1,546	9,095	6,069	1,546	9,095	6,069	1,546	9,095	6,069	1,546
	千住地域	1,255	842	233	1,255	855	239	1,255	855	239	1,255	855	239	1,255	855	239
	綾瀬・佐野地域	1,804	1,162	310	1,804	1,162	310	1,804	1,162	310	1,804	1,162	310	1,804	1,162	310
	梅田・中央本町地域	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301	1,645	1,102	301
	竹の塚・六町地域	2,137	1,487	352	2,137	1,487	352	2,137	1,487	352	2,137	1,487	352	2,137	1,487	352
	江北・鹿浜・舎人地域	1,947	1,247	287	1,947	1,247	287	1,947	1,247	287	1,947	1,247	287	1,947	1,247	287
	新田地域	307	216	57	307	216	57	307	216	57	307	216	57	307	216	57
過不足(C)＝(B)-(A)	区全域	1,469	552	453	1,650	720	491	1,859	877	506	2,058	985	527	2,256	1,064	543
	千住地域	70	16	104	99	64	112	153	87	113	195	93	114	226	100	115
	綾瀬・佐野地域	290	65	68	325	91	76	359	122	78	391	143	85	429	159	90
	梅田・中央本町地域	291	140	92	321	164	97	351	191	102	385	211	104	417	226	107
	竹の塚・六町地域	379	202	79	424	238	88	464	276	93	509	308	98	556	329	102
	江北・鹿浜・舎人地域	379	116	82	406	146	89	449	181	91	490	205	97	534	223	99
	新田地域	60	13	28	76	17	29	83	20	29	88	24	29	93	26	30

※ 区全域の量の見込みは、各提供区域の積み上げとなりますが、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※ 2号：保育を必要とする3～5歳 3号：保育を必要とする0～2歳

(4) 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策【区全域】

○6区域ごとの量の見込みと確保方策は、本編のP104～127をご参照下さい。

なお、各事業の概要は、次ページ以降をご覧下さい。

地域子ども・子育て支援事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1)放課後児童健全育成事業(学童保育室) 【単位:人】	量の見込み	5,839	5,793	5,698	5,599	5,481	
	確保方策	6,083	6,097	6,082	6,053	6,010	
(2)子育てサロン事業 【単位:人回/年】	量の見込み	285,763	277,388	270,862	265,575	261,758	
	確保方策	469,057	469,057	469,057	475,439	475,439	
(3)平日の定期的な延長保育事業(18時30分以降)【単位:人】	量の見込み	3,267	3,178	3,097	3,025	2,955	
	確保方策	13,682	13,682	13,682	13,682	13,682	
(4-1)【幼稚園在園児】一時預かり等の利用 【単位:人日/年】	量の見込み	381,536	372,694	362,878	353,066	343,071	
	確保方策	491,953	491,953	491,953	491,953	491,953	
(4-2)【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用【単位:人日/年】	量の見込み	29,841	28,956	28,269	27,619	27,156	
	確保方策	53,142	50,421	47,438	44,679	42,730	
(5)こどもショートステイ事業(在宅型・施設型) 【単位:人日/年】	量の見込み	2,933	2,858	2,790	2,725	2,664	
	確保方策	2,936	2,936	2,936	2,936	2,936	
(6)ファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎支援事業(小学生) 【単位:人日/年】	量の見込み	7,830	7,124	6,505	5,963	5,485	
	確保方策	20,697	18,984	17,467	16,077	14,817	
(7)病気の際の対応 【単位:人日/年】	量の見込み	2,859	2,783	2,713	2,647	2,590	
	確保方策	3,266	3,266	3,266	3,266	3,266	
(8)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援訪問事業 【単位:人日/年】	量の見込み	842	898	959	1,029	1,091
		確保方策	—	—	—	—	—
	要保護児童対策地域協議会の開催 【単位:回】	量の見込み	271	290	310	332	355
		確保方策	—	—	—	—	—
	児童虐待予防講座等の実施 【単位:回】	量の見込み	13	13	13	13	13
		確保方策	—	—	—	—	—
(9)乳児家庭全戸訪問事業 【単位:人】	量の見込み	4,300	4,100	4,100	4,000	3,900	
	確保方策	—	—	—	—	—	
(10)妊婦に対して健康診査を実施する事業 【単位:人回/年】	量の見込み	66,900	64,800	64,000	62,700	61,800	
	確保方策	—	—	—	—	—	
(11)利用者支援に関する事業	基本型・特定型 【単位:か所】	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	—	—	—	—	—
	母子保健型 【単位:か所】	量の見込み	6	6	6	6	6
		確保方策	—	—	—	—	—
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業 【単位:人】	量の見込み	1,129	1,102	1,073	1,043	1,014	
	確保方策	—	—	—	—	—	
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	量の見込み	—	—	—	—	—	
	確保方策	—	—	—	—	—	

【地域子ども・子育て支援事業の事業概要】

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

○学童保育は、保護者が就労等により保育ができない家庭の小学校6年生までの児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

(2) 子育てサロン事業

○子育てサロン事業は、乳幼児とその保護者が安心して自由に遊び、利用者同士の交流やスタッフへの相談を行うことなどを通じて、子育てに伴う不安や負担の軽減と育児の孤立防止を図ることにより、健全な子育てを応援している事業です。

(3) 平日の定期的な延長保育事業

(18時30分以降)

○保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、基本の保育時間(18時30分まで)以外に保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施している園があります。

(4-1)【幼稚園在園児】

一時預かり等の利用

○保護者の希望に応じて、平日(月曜日～金曜日)の4時間を標準とする私立幼稚園・区立認定こども園の教育時間の前後や土曜、長期休暇期間中(春・夏・冬)に、幼稚園での一時預かりを実施しています。

(4-2)【幼稚園在園児を除く】

不定期の一時預かり等の利用

○保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず一時的に保育施設に預けられるものです。

○保育施設のほか、利用者宅や支援者宅で一時的な預かりを行う子ども預かり・送迎支援事業などがあります。

(5) こどもショートステイ事業 (在宅型・施設型)

○保護者の病気や出産等で一時的に子どもの養育ができない時に、養育協力家庭宅または児童養護施設において、子どもを預かります。

(6) ファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎支援事業(小学生)

○保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず、利用者宅または支援者宅で一時的な子どもの預かり等を実施しています。

(7) 病気の際の対応

- 病気やケガの回復期の児童を預けられる病後児保育は、認可保育園2園があります。また、病児保育は、東部地域病院内において実施しています。
- ベビーシッター事業者等が実施する在宅型の病児保育サービスを利用したときに、その料金の一部を助成する病児保育(在宅型)利用料金助成があります。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後3か月までの乳児がいる全家庭を助産師・保健師が訪問し、新生児の発育・栄養状態、生活環境の確認や相談、育児に必要なアドバイスを行っています。

(11) 利用者支援に関する事業

- 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- 合わせて、妊娠期から子育て期の妊娠婦に、保健師等がきめ細やかに指導や相談・助言等の支援を行い、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

ア 新規参入施設等への巡回支援

- 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

イ 認定こども園特別支援教育・保育経費

- 私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

- 子育てに関する相談を受け、専門機関や地域と連携・協力のもと、解決・支援にあたっています。
- 児童虐待や養育困難家庭に対応するための要保護児童対策地域協議会の開催や児童虐待予防の周知と啓発のための講座やキャンペーン等を実施しています。

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

- 妊娠健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊娠婦・乳幼児死亡率の低下、未熟児出生防止に努めています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和2年3月発行
発行 足立区教育委員会
編集 足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども政策課
東京都足立区中央本町1-17-1
電話 03-3880-5795